群馬県行財政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行財政改革の評価及び推進に関し、有識者等から幅広く意見を聴くため、群 馬県行財政改革評価・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べる。
 - (1) 行財政改革の方針の策定に関する事項
 - (2) 行財政改革の取組の進行管理に関する評価
 - (3) 事務事業の効率的・効果的な実施に関する事項

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が選任する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 公募による者
- 2 委員の任期は、知事が選任した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 3 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 4 委員の再任は妨げない。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代理者を定め、当該者が委員長の職 務を代理する。

(委員会)

- 第5条 委員会は、知事が委員長に協議した上で招集する。
- 2 委員長は、必要がある場合は委員会を招集することができる。
- 3 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、必要がある場合は委員長に委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、業務プロセス改革課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附 則 (平成22年7月20日総第30068-1号)

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日総第30068-19号一部改正)

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日総第30068-3号一部改正)

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附 則(平成28年7月1日総第30068-10号一部改正)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日総第30068-16号一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日業改第30068-12号一部改正) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

群馬県行財政改革評価・推進委員会 第5期委員名簿

(任期:令和3年8月6日~令和5年8月5日)

(五十音順、敬称略)

氏 名	備考
デライ 新井 セラアン	公募委員(会社員)
* ^{4,45} 木村 仁美	弁護士 つじきむら法律事務所
佐藤徹	高崎経済大学地域政策学部 教授
佐藤英夫	日本労働組合総連合会群馬県連合会 会長
塚本恵	キャタピラージャパン合同会社 代表執行役員 新潟大学理事(企画推進担当/非常勤)
西部 沙緒里	(株)ライフサカス 代表取締役CEO
堀口 裕司	公募委員(広告代理店経営者)
本木陽一	アールアンドディーアイスクエア(株) 代表取締役

計8名

群馬県行財政改革評価・推進委員会 令和3年度の予定

時期	委員会	議題
8月		群馬県行政改革大綱(H29~R2年度)実施計画の評価依頼
9月	第29回	群馬県行政改革大綱(H29~R2年度)実施計画の評価
11月		群馬県行財政改革大綱(R2~R6年度)実施計画の評価依頼 群馬県庁DXアクションプラン(第1・2四半期)の進捗状況報告
12月	第30回	群馬県行財政改革大綱(R2~R6年度)実施計画の評価

[※]時期は、現時点の事務局案です。委員会の開催日は、事前に各委員の日程調整を行った上で決定します。

行財政改革の推進体制

群馬県行財政改革推進会議

(構 成)議 長:知事

議長代理:両副知事

委員:教育長、企業管理者、警察本部長、各部長、

デジタルトランスフォーメーション推進監、危機管理監、

会計管理者、病院局長、議会事務局長

(所掌事務)

(1) 行財政改革の基本方針の策定に関すること。

- (2) 行財政改革の推進方策の決定に関すること。
- (3) 行財政改革の推進方策の進行管理に関すること。
- (4) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

群馬県行財政改革実施委員会

(構成)

委員長:知事戦略部長

委員:各部主管課長、業務プロセス 改革課長、人事課長、財政課長、 会計管理課長、(企)経営戦略課長、 (病)総務課長、(議)総務課長、(人) 管理課長、(監)管理課長、(労)管 理課長、(教)総務課長、(警)警務 課長、県職労中央執行委員長

(所掌事務)

推進会議の所掌事務の具体的な検討 を行う。必要に応じて、専門の事項を 調査、検討する作業部会を置く。

- ・実施計画の進行管理
 - ・年度ごとの重点的な取組の設定
 - ・達成状況の検証等

連携

部局行財政改革実施委員会

(構 成)

構成その他運営に関する事項は当該 部局長が定める。

(所掌事務)

行財政改革に係る全庁的な課題及び 当該部局における課題について、必要 な方策、措置を講ずる。

- ・実施計画に定める具体的な改革の実施
- ・年度ごとの重点的な取組に係る所: 管事項における取組の検討、実施

(参考) 第三者委員会

群馬県行財政改革評価·推進委員会

(構成) 民間委員8名(うち公募2名)[任期:2年間]

(所掌事務)

- (1) 行財政改革の方針の策定に関する助言
- (2) 行財政改革の取組の進行管理に関する評価及び助言
- (3) 事務事業の効率的・効果的な実施に関する助言
- ・改革の進め方や取組結果に対する県民目線からの評価